

第2号様式（第6条関係）（昭51運令8・平元運令24・平14国交令79・一部改正）

第

号

製造事業場認定書

殿

船舶安全法第6条ノ2の規定により下記のとおり認定する。

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る船舶又は物件の範囲
- 3 認定の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 船舶又は物件の範囲以外についての限定事項
年 月 日

国土交通大臣

印